

## 福田美術館 友の会規定

### (目 的)

- 第1条 この規則は、福田美術館（以下「美術館」という）が行う文化活動に対し、幅広く支援及び支持を募るための会員制度（以下「友の会」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 友の会は次の目的のために活動する。
- (1) 美術を愛好する者が集い、教養を深め、会員相互の親睦を図る
  - (2) 福田美術館が行う文化芸術振興その他の文化活動に賛同し、その活動への協力・支援を通じて、芸術文化の発展・啓発に寄与する

### (会 員)

- 第2条 会員とは、本規定を承諾した上で、第3条に定める手続きに従い、友の会に入会を申し込んだ者をいう。

### (入 会)

- 第3条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて美術館窓口にて支払うか、金融機関窓口にて振込手続きを行う。
- 2 新規申込みは随時受け付ける。
- 3 更新手続きは会員期間終了月の2ヶ月前より受け付ける。

### (会員期間)

- 第4条 会員期間は一年間とし、入会日より、入会月の翌年同月末までとする。
- 2 更新の場合、会員期間は前期間の終了翌月1日に開始となり、翌年の同月末までとする。
- 3 入会日は美術館が申込書及び会費の支払もしくは振込の確認を終えた日とする。
- 4 会員には会員証を交付する。会員証は特別な事情がない限り、再発行しない。

### (会 費)

- 第5条 会員は、次に定める会費（消費税込）を納入しなければならない。
- 友の会会員 年額 1口 4,000円
- 2 会費は、年払いとし、定められた期日までに納入するものとする。
- 3 すでに納入した会費は、いかなる理由を問わず返還しない。
- 4 会費は毎事業年度における合計額の50%以下を限度として当該年度の管理費に充てるものとする。

### (特 典)

- 第6条 友の会の特典は、次の通りとする。
- (1) 会員証一枚発行
  - (2) 会員証は会員本人の年間パスとして利用でき、提示することにより、会員期間中は展覧会を無料観覧（会員本人に限る）

### (特典の変更)

- 第7条 美術館は、会員の事前の了承を得ることなく、第6条の特典を随時変更することができ、会員はこれを承諾することとする。
- 2 特典を変更したことにより発生するあらゆる損害については、美術館は一切責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 美術館は、別途定める個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に従い、会員から収集した個人情報の適切な保護を図り、友の会の目的以外に利用しない。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を美術館に提出するとともに、会員証を返還しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 定められた期限内に会費の納入がなかったとき。

(2) 美術館の名誉を毀損し、あるいは設立趣旨に反する行為をしたとき。

(委 任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、そのつど館長が定める。

附 則

この規則は、2019年10月1日から施行する。